

京極町学童保育所運営事業委託公募型プロポーザル質問回答一覧表

No.	配布資料該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領 P5 11 プレゼンテーションの実施 (4) その他	「ア プレゼンテーションは、業務責任者になる予定の者が提案を行うこと」とありますが、業務責任者とは施設配置職員ではなく、地域を管理運営する者であるエリアマネージャーの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
2	実施要領 P5 11 プレゼンテーションの実施 (4) その他	「イ プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うこと」とありますが、企画提案書内記載内容であれば、別資料でのプレゼンは可能でしょうか。それとも企画提案書以外の資料でのプレゼンテーションは不可となりますでしょうか。	企画提案書は「様式第3号」に資料（任意様式）を添付して提出してください。当日のプレゼンテーションは当該資料を用いて行うこととし、「実施要領 P5,11,(4),エ」にあるとおり追加資料の提出は認めておりません。
3	実施要領 P5 13 契約の締結	選考後、改めての見積もりの提出は必要でしょうか。	本プロポーザルにおける見積書は企画提案のために徴するものであり、受託候補者決定後、契約締結のために改めて見積書の提出を依頼します。
4	実施要領 P5 13 契約の締結	受託期間中は町内に事務所を設置する必要はありますか。	本事業は本町公民館内で実施する事業であることから、連絡体制などの業務体制が整っていれば、必ずしも本町公民館のほかに事務所を設置することを求めるものではありません。
5	実施要領 P5 13 契約の締結	「契約候補者として選定された者と本町が実施方針や手法などの仕様確認などの協議を行い、契約を締結する」とあるが、選定委員会が候補者を選定後に実施方針や手法など仕様条件を変更する協議の場合、入札妨害にあたる行為にならないよう審査基準や評価の適否に影響の無いよう選定委員が立会のもと仕様確認できないでしょうか。	選定委員会は本プロポーザルの審査を実施するために組織するものであり、一方で、町と受託候補者の間において実施する契約内容等の確認を行うものではないため、質問内容のようなことは想定しておりません。
6	仕様書 P1 7 基本的条件 (3) 開所時間	開所時間について、長期休暇期間と土曜日及び長期休暇期間を除く授業の行われない日については8時30分から18時30分までとなっているが、「P2,(5)就業日・就業時間」の項においては8時00分から18時30分と記載されており、1日の業務時間は休憩1時間を除き9時間なのか9時間30分のどちらなのでしょう。	「開所時間」とは学童保育所としての開所時間であり児童を受け入れることのできる時間を示しております。一方、「就業時間」とは支援員等が業務を実施する時間を示しており、例えば長期休暇期間においては8時00分～18時30分までの時間を第1シフトから第4シフトまでの支援員等で業務を行っていただくことを示しているものです。よって1日の業務時間10時間30分を各シフトの支援員等で業務を行っていただきます。
7	仕様書 P4 8 業務環境	パソコン、プリンター、インターネット環境等を京極町公民館のどこに整備すればよいでしょうか。	京極町公民館内の事務室に整備していただくことを想定しております。その場合、事務室にある事務用機一台をご活用いただけます。
8	仕様書 P4 8 業務環境	インターネット環境を整える場合の想定を教えてください。	モバイルWi-Fiルーターの利用を想定しております。
9	仕様書 P4 10 委託料の支払い	委託料の支払いの時期については変更できますか。	受託候補者と協議の上、決定します。

京極町学童保育所運営事業委託公募型プロポーザル質問回答一覧表

No.	配布資料該当箇所	質問内容	回答
10	仕様書 P5 14 業務の引継ぎ及び移行支援	引き継ぎ作業はいつから可能でしょうか。	「実施要領 P5,13」による契約の締結後からとなります。
11	仕様書 P5 14 業務の引継ぎ及び移行支援	引き継ぎ期間中に当社職員が保育に参加することは可能でしょうか。	見学は可能ですが、保育に携わることはできません。
12	その他	新年度に向けて、現在使用している備品で無くなる物がありますでしょうか。 また、備品台帳の提示は可能でしょうか。	本町財務規則で規定する備品に当たるものは、学童保育所には存在しないため備品台帳はありません。棚、ロッカー、机等の物品やテレビ、DVDプレーヤー、冷蔵庫、掃除機、空気清浄機などの家電、図書やおもちゃ等といった学童保育所に備え付けてある物は新年度からもご活用いただけます。
13	その他	経費負担区分表の提示は可能でしょうか。	ホームページに掲載しましたのでご確認をお願いいたします。なお、経費負担区分については受託者と協議の上、変更することがあります。